

Ⅲ 義務規定の見直し ②社会福祉士

「個人の尊厳の保持」、「自立支援」、「地域に即した創意と工夫」、「他のサービス関係者との連携」、「資格取得後の自己研さん」等について、新たに規定する。
(公布日施行)

改正案	現 行
◆<u>誠実義務</u> 「その担当する者が<u>個人の尊厳を保持</u>し、その有する能力及び適性に 応じ<u>自立した日常生活を営むことができるよう</u>、常にその者の立場に 立って、誠実にその業務を行わなければならない。」 ◆信用失墜行為の禁止 ◆秘密保持義務 ◆連携 「その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療 サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、 <u>地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービスを提供する者 又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者 との連携を保たなければならない。</u>」 ◆<u>資質向上の責務</u> 「社会福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応 するため、相談援助に関する<u>知識及び技能の向上</u>に努めなければ ならない。」 ◆名称の使用制限	◆信用失墜行為の禁止 ◆秘密保持義務 ◆連携 「<u>医師その他の医療 関係者との連携を保た なければならない。</u>」 ◆名称の使用制限